

## 議案第75号

### 財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の種類  | 物品   |
| 2 | 財産の内容  | 北本市新庁舎I期工事に係る什器類一式の調達                          |
| 3 | 取得予定価格 | 31,269,000円                                    |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県熊谷市問屋町2丁目5番18号<br>株式会社ムトーセーフ本部<br>本部長 仲 律 和 |

平成25年8月28日 提出

北本市長 石 津 賢 治